

石川県公報

令和2年11月13日
第13357号（金曜日）
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告示		公告	
○令和2年度家畜商講習会の開催	(畜産振興・防疫対策課) 1	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(経営支援課) 3
○県道の供用の開始	(道路整備課) 1	○土地改良区の定款変更認可公告	(農業基盤課) 5
○入札公告	(文化振興課) 2	公安委員会	
		○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	5

告示

石川県告示第379号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和2年11月13日

石川県知事 谷本正憲

1 期日

令和2年12月15日（火） 午前9時から午後5時まで

令和2年12月16日（水） 午前9時から午後5時まで

2 場所

石川県中能登総合事務所

七尾市小島町二部33

3 講習会の内容及び時間

(1) 家畜取引に関する法令 4時間

(2) 家畜の品種及び特徴 4時間

(3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間

4 受講手続き

受講希望者は、受講申込書に3,400円に相当する石川県証紙を添えて、令和2年12月4日（金）までに石川県農林水産部畜産振興・防疫対策課振興グループへ提出すること（必着）。

5 その他

受講願等の請求その他詳細については、石川県農林水産部畜産振興・防疫対策課振興グループへ問い合わせること。

石川県告示第380号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和2年11月13日から同月27日まで縦覧に供する。

令和2年11月13日

石川県知事 谷本正憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
瓜生能瀬線	河北郡津幡町字上河合チ33番1地先から 河北郡津幡町字上河合チ36番1地先まで	令和2年11月13日	津幡土木事務所 維持管理課

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和2年11月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達件名及び数量

石川コレクション(仮称)書誌作成等業務委託 一式

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の条件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和2年度競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

(3) 石川県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 仕様書に示す業務の特質を理解し、これを確実に実施することができる者であること。

3 入札説明書の配布方法等

(1) 配布期間

令和2年11月13日(金)から同月24日(火)午後3時まで

(2) 配布方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/library_seibi/shoshi.html

(3) 入札者に要求される義務

受託者に必要な実績・技術等の確認を行うため、あらかじめ電話にて4(4)に問い合わせを行うこと。

4 入札書の提出場所等

(1) 提出方法

郵送(書留郵便とし、受領期限内必着とする。持参は不可とする。)

(2) 受領期限

令和2年11月24日(火)午後3時

(3) 開札日時

令和2年11月24日(火)午後3時

(4) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地(行政庁舎10階)

石川県県民文化スポーツ部文化振興課新図書館整備推進室

電話番号 076-225-1346

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金
免除

(2) 契約書の要否
要

(3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和2年11月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン金沢示野 イースト棟
金沢市戸板第二土地区画整理事業地内77街区

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 令和2年6月23日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市
意見の概要

(1) その他の事項

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和2年11月13日から同年12月13日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン金沢示野 マックスバリュ棟
金沢市戸板第二土地区画整理事業地内79街区

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 令和2年6月23日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市
意見の概要

(1) その他の事項

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和2年11月13日から同年12月13日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン金沢示野 A棟

金沢市戸板第二土地区画整理事業地内87街区

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和2年6月23日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(1) その他の事項

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和2年11月13日から同年12月13日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン金沢示野 E棟

金沢市戸板第二土地区画整理事業地内81街区

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和2年6月23日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(1) その他の事項

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和2年11月13日から同年12月13日まで

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン金沢示野 F棟
金沢市戸板第二土地区画整理事業地内80街区
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
公告日 令和2年6月23日
- 3 市町の意見の概要
市町名 金沢市
意見の概要
(1) その他の事項
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
令和2年11月13日から同年12月13日まで

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。
令和2年11月13日

石川県知事 谷 本 正 憲

土地改良区の名称	認可年月日
矢田野用水土地改良区	令和2年11月4日

公 安 委 員 会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月十三日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第五号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則(昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一号イ(1)中「幼児(六才未満の者をいう。以下同じ。)」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、同号イ(2)中「幼児」を「小学校就学の始期に達するまでの者」に改め、「を有する自転車」の下に「をいう。」を加え、同号イに次のように加える。

- (6) タンデム自転車(複数の乗車装置及びペダル装置が縦列に設けられた自転車であつて二人乗り用としての構造を有するものに限る。)に、運転者以外の者一人を乗車させている場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

